

佐賀県告示第二百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があつた。

平成二十一年五月八日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	廃止年月日
今村歯科医院	佐賀市堀川町二番一―号	平成二〇・一一・一―
有限会社日新調剤薬局	佐賀市長瀬町五番一二号	〃
医療法人アールアンドエーグリーンクリニック	佐賀市駅前中央二丁目五番一〇号	平成二一・一一・一―
みやき歯科クリニック	三養基郡みやき町大字原古賀三九四番地一	〃
平川歯科医院	小城市牛津町下砥川大字下砥川三一―番地	〃
神代薬局大和店	佐賀市大和町大字尼寺二六四―番地三	〃
中村小児科医院	唐津市東城内一―番一―号	平成二一・一一・一―